

住民税非課税世帯への 支援給付金(3万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として住民税非課税世帯への臨時支援給付金支給の方針を受け、本町でも給付金を支給します。
- このご案内は、令和6年度住民税非課税世帯に対し、受給に必要な確認書を送付しています。
- 給付金を受給するためには、以下の手続きが必要です。

※ 手続きをされない場合は、給付されません。

【必要な手続き】

今回送付した確認書の内容を確認の上、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号、振込口座を記入の上、同封の返信用封筒により返信してください。

(記入については、別紙の記入例を参考にしてください。)

確認書には、次の書類も同封ください。

【添付書類】

- ① 本人確認書類の写し(マイナンバーカード、免許証など)
- ② 口座がわかる書類(口座の写し)

- なるべく早く支払を行うため、本書到達後1月以内を目安にご返送ください。
- 令和7年3月14日(金)までに手続きがない場合は、給付金の受取りを辞退したとみなしますのでご注意ください。
- 給付金を支給後、非課税世帯でないことが明らかになった場合は、返金となります。

【問い合わせ先】 三朝町役場福祉課福祉保険係 TEL 0858-43-3520

支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。